

第5回姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和2年5月8日)

政府の緊急事態宣言の効力が発生した4月8日から昨日でちょうど1ヵ月が経過しましたが、この間、本市では新型コロナウイルス感染症患者が14名発生しました。また、前回の本部会議を開催した4月28日から昨日までの間にも2名の陽性者が発生し、気を許せない状況が続いております。

政府においては、去る5月4日に緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長することを決定し、特に兵庫県を含む特定警戒都道府県に対しては「最低7割、極力8割の接触機会の低減」を目指すこととされ、外出自粛等に引き続き取り組むよう要請がされました。

これを受けまして、兵庫県では「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」について、期間を5月31日までに改め、また、政府方針では、例えば美術館、図書館等については感染防止対策等を講じることを前提に開放することが考えられるとされましたが、兵庫県内の社会教育施設については、引き続き休館・休業を要請するなど、基本的には現行の対応を緩みなく継続することで、感染者の発生を抑制することとしております。

本市におきましても、感染拡大を食い止める正念場であり、市民の皆様には、ご自身、そして身近な人の命と健康を守るためにも、お一人お一人の引き続きの対応をよろしくお願いいたします。

生活維持に必要な場合を除き、外出は控えてください。人混みに出かけて、自らを接触のリスクにさらしてしまう機会は慎んでください。これを厳にお願いするとともに、一方で、医療施設、スーパー・コンビニなど生活必需品販売施設、交通機関など社会生活を維持するうえで必要な施設等に従事する皆様には、深く感謝と敬意を表するものであります。誠にありがとうございます。

次に、県の対処方針等を受けた本市の対応ですが、前回の本部会議において決定した、宣言期間が延長された場合の市の方針のとおり対応するものとし、引き続き5月31日まで、「接触機会の8割削減」に向け取り組んでいきます。

- ・市の観光・文化施設、スポーツ施設、貸館施設については、今月末まで休館します。
- ・イベントや行事については、6月末までその規模に関わらず中止・延期します。
- ・市立の学校園については、今月末まで休校とします。
- ・保育所・認定こども園については、5月9日までとしていた特別保育の期間を今月末まで延長します。
- ・市の公園については、大型遊具の使用禁止、公園に付帯した駐車場の閉鎖を行い、

接触機会の更なる削減を図ります。

- ・市民生活に直結する水道料金については、6月使用分から6ヶ月分の基本料金を全額免除します。
- ・特別定額給付金については、市民の皆様へ速やかにお届けできるよう、まず、オンライン申請の受付をゴールデンウィーク中の5月4日から開始しました。4日から6日までの3日間で4,169件の申請があり、迅速なスタートダッシュが取れました。

職員には、ゴールデンウィーク中に24時間対応の「オンライン申請サポートコールセンター」に従事してもらい、約1,000件を超えるお問い合わせがあったと聞いております。本当にご苦労様でした。

今後も、特別定額給付金を始め、事業者支援の給付や融資等について、多くの問い合わせや申請があることが予想されます。兵庫県等との十分な連携や情報共有を図りつつ、市民や事業者の皆様への周知などにも強力的に取り組んでまいります。

市民の暮らしを第一に考え、人を大切に、人に寄り添う市政を進めるためにも、職員一人一人が意識を高め、そして職員が一丸となって感染の拡大防止に努め、一日も早くこの難局を乗り越え、平常の市民生活や業務に戻れるよう、職員の皆さんには、引き続きの業務遂行を指示します。